

食品表示法第6条第8項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令改正案のポイント

1. 食品表示法第6条第8項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令の一部改正を行う事項は、以下のとおり。

- ・無菌充填豆腐
- ・防かび剤（フルジオキシニル）

2. 各品目について

○無菌充填豆腐

消費者委員会答申（平成30年6月13日府消委第131号。以下「答申」という。）を踏まえ、無菌充填豆腐に関する事項を加える（無菌充填豆腐における常温保存可能である旨の表示は、従来の冷蔵保存が必要な食品と常温保存が可能な食品を消費者により分かりやすくするための表示であるため、5条のみ措置する方針。）。

【改正条項】

第5条

○防かび剤（フルジオキシニル）

答申を踏まえ、用途名と物質名の併記が義務付けられる対象食品を追加する。

【改正条項】

第1条及び第5条

3. 施行期日

公布の日から施行する。